

令和7年度こども・若者未来局指導監査等実施計画

児童福祉施設、特定教育・保育施設その他施設の指導監査を実施するに当たり、相模原市児童福祉施設等指導監査実施要綱、相模原市特定教育・保育施設等指導実施要綱の規定に基づき、令和7年度こども・若者未来局指導監査等実施計画を策定する。

1 指導監査等の区分と実施方法

(1) 児童福祉施設等

区 分		実 施 方 法
一般指導監査	定期指導監査 (定期立入調査※)	原則、実施計画に基づき現地を訪問し、事前に提出を求めた資料等に基づき、施設等が保管する関係書類等の確認、施設内巡視、関係人へのヒアリングにより行う。
	臨時指導監査 (臨時立入調査)	対象施設等の運営等に問題が生じた場合又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合、随時実施するものとする。
特別指導監査 (特別指導監督)		対象施設等が正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指示事項の改善が認められない状況が継続した場合、対象施設等の運営に重大な問題がある場合等において、必要に応じて、特定の事項について重点的に実施するものとし、問題等の内容に応じ実地において行う。

※認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業に限る。）については、定期立入調査に代えて、集団指導を行う。

(2) 特定教育・保育施設

区 分		実 施 方 法
実地指導	定期実地指導	児童福祉施設等に該当する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対しては、児童福祉施設等の定期指導監査と併せて実施するものとし、児童福祉施設等に対して行う定期指導監査と同様の方法で行う。
	臨時実地指導	対象施設等の運営等に問題が生じた場合又は通報等により問題の生じるおそれがあると認められる場合、随時実施するものとする。
監査		次に掲げる情報を踏まえて、確認基準違反等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。 ・通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。） ・施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報 ・相模原市特定教育・保育施設等指導実施要綱に基づき実施した実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報 ・死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報 ・意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報
集団指導		新たに確認を受けた特定教育・保育施設等又は制度の改正等必要と考えられる内容が生じたときに、内容に応じて施設等を選定し、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

2 指導監査等の実施内容

(1) 児童福祉法、認定こども園法に基づく指導監査

種別		根拠法令等		指導監査基準	実施内容	定期指導監査の選定基準等
児童福祉施設	助産施設	児童福祉法 第46条	相模原市児童福祉施設 等指導監査実施要綱	医療法に基づく定期の立入検査の結果確認により現状確認を行う。		-
	乳児院			相模原市指導監査基準 乳児院・母子生活支援施設 ・児童養護施設編	○国が定める「児童福祉行政指導監査実施要綱」、施設運営基準（条例）、保育所保育指針等に基づく ・事故発生・虐待防止等入所者支援体制 ・防災対策体制 ・施設の運営管理 ・利用者処遇 ・職員の配置状況 ・諸規程の整備状況 など	原則として、全施設を対象とする。
	母子生活支援施設					
	児童養護施設					
	保育所 （市立を除く。）					
	保育所型認定こども園					

種別	根拠法令等		指導監査基準	実施内容	定期指導監査の選定基準等
幼保連携型認定こども園	認定こども園法 ※1 第19条	相模原市児童福祉施設 等指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 幼保連携型認定こども園編	○施設運営基準（条例）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づく ・施設の運営管理 ・入所児童の処遇 など	原則として、全施設を対象とする。
家庭的保育事業等 ※2	児童福祉法 第34条の17	相模原市児童福祉施設 等指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 小規模保育事業編 相模原市指導監査基準 事業所内保育事業編	○施設運営基準（条例）、保育指針等に基づく ・施設の運営管理 ・入所児童の処遇 など	原則として、全施設を対象とする。
認可外保育施設	児童福祉法 第59条	相模原市認可外保育施設 指導監督実施要綱	相模原市認可外保育施設指導監督基準	○国が定めた認可外保育施設指導監督基準に基づく ・施設の運営管理 ・入所児童の処遇 など ※認可外の居宅訪問型保育事業は集団指導を実施	原則として、全施設を対象とする。
行政機関 （市立の保育所を含む。）	社会福祉法 第20条	相模原市児童福祉施設 等指導監査実施要綱	相模原市児童福祉行政指導監査基準 （実施機関編） 相模原市指導監査基準保育所編	○国が定めた児童福祉行政指導監査実施要綱に基づく事項	原則として、全施設を対象とする。

※1 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を「認定こども園法」と表記

※2 家庭的保育事業等：小規模保育事業、事業所内保育事業

（2）特定教育・保育施設等

種別	根拠法令等		指導監査基準	実施内容	定期指導監査の選定基準等
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法 第14条、第38条	相模原市特定教育・保育施設等指導実施要綱	各児童福祉施設の指導監査基準内に規定	○施設運営基準（条例）、国が定める「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」等に基づく ・利用定員 ・施設の運営管理 ・給付費 など	児童福祉施設等に該当する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を対象とする。
特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法 第14条、第50条	相模原市特定教育・保育施設等監査実施要綱			

3 定期指導監査の実施通告

指導監査実施日の概ね30日前までに文書により通知する。なお、事前に提出を求めた資料は、指導監査実施日の概ね14日前までに提出を求める。

4 定期指導監査の対象期間

原則として、前回の指導監査実施日から指導監査当日までとする。なお、初回の指導監査については、開所日から指導監査当日までとする。

5 定期指導監査担当職員

こども・若者政策課職員、保育課職員（認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業）に限る。）

6 定期指導監査の実施予定スケジュール

実施月	対象施設等
5月～ 2月	認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）
6月	保育所（市立）
7月、8月	認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業）
7月～ 10月	保育所（私立）、保育所型認定こども園
10月	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、行政機関（市立保育所を除く。）
11月～ 1月	幼保連携型認定こども園（市立含む。）
1月～ 2月	家庭的保育事業等

※ 児童福祉施設等に該当する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する実地指導については、児童福祉施設等の定期指導監査と併せて実施するものとする。